

認定新規就農者制度がはじまっています

認定新規就農者になると各種政策支援を受けられます。

認定新規就農者制度と既存の認定農業者制度には、次のような違いがあります。

| | 認定新規就農者 | 認定農業者 |
|--------|--|--------------------------|
| 申請できる方 | 農業経営を始めようとする方 (農業経営を始めて5年以内の方も可) | 農業経営を行っている方 |
| 申請方法 | 経営開始後5年間の 青年等就農計画を市に提出 | 申請後5年間の 農業経営改善計画を市に提出 |
| 年齢制限 | 申請時・就農予定時ともに45歳未満の方 (特定の知識・技能を有する65歳未満の方も可) 商工業者の経営管理に3年以上従事した方等 | なし |
| 農業所得目標 | 年間320万円以上 | 概ね年間400万円以上 |
| 主な支援 | 青年等就農資金 青年就農給付金(経営開始型) | スーパーL資金(農業経営基盤強化資金) |

! 認定新規就農者制度と認定農業者制度の併用はできません。また、認定農業者になった経験のある方が認定新規就農者になることはできません。

認定新規就農者向け政策支援

●青年等就農資金 (日本政策金融公庫扱い)

青年等就農計画の達成に必要な資金を無利子で融資
制限額:3,700万円 返却期間:12年以内(うち据置期間5年以内)

●青年就農給付金 (経営開始型) (市農林振興課就農支援係扱い)

45歳未満の認定新規農業者に給付金(所得制限あり)を支給
給付額:年間最大150万円 紹介
お問い合わせ:市農林振興課就農支援係 電話0736-33-1111(内線6104)



農業者年金

~農家の皆さん、老後の備えは万全ですか?~

農業者年金は、自ら納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立て、年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型の公的年金。加入者・受給者の数に左右されにくく安定した年金制度で、運用利回りなどで保険料が引き上げられることもありません。国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら誰でも加入いただけます。

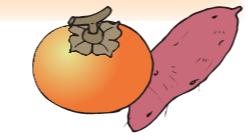
お問い合わせ:市農業委員会(内線6107)、JA紀北かわかみ本店総務課(TEL 42-5172)

<編集後記>

収穫の秋ですが、全国的に耕作放棄地は年々増加しています。農業委員会では耕作放棄地解消に向けて各種取組を実施しますのでご協力をお願いします。編集委員のメンバーが変わりましたが、引き続き身近な農業情報を届けしますので、よろしくお願い申し上げます。

【編集委員】

- ・委員長 土井清美
- ・副委員長 池田泰子
- ・委員 芋生孝治 平田秀規
中山光弘 林 義文



農業委員章

橋本市 農業委員会だより

かけがえのない農地を守る
ストップ! 遊休農地・耕作放棄地



▲菖蒲谷地区でのブドウ(藤稔)の収穫

主な内容

- ・新農業委員を紹介します…2ページ
- ・農業委員会法の改正…3ページ
- ・認定新規就農者制度…4ページ

橋本市農業委員会
橋本市東家一丁目1番1号
TEL. 0736-33-1111(代)

会長あいさつ

橋本市農業委員会会長
芋生 孝治

橋本市農業委員は、この7月に改選されて新しく選出されました13名と再任された8名で8月より新発足しました。私自身も会長の席を留任する事となり、農業委員会法の改正と、市に許認可の権限委譲もあり、その責任を痛感しています。農業委員会法の改正法案が、遅くとも6月には成立して旧農業委員が来年4月まで任期延長されて、改正農業委員会法に基づいて4月より新法による農業委員会が発足されると思考していましたが、法案の成立が8月末となり、今回の改選については各部門で混乱をきたしたと思っています。

改正農業委員会法は、農地利用の集約化を図り、遊休農地を増加させない目的で現在の農村の厳しい現状を少しでも改善していく方策として改正されました。我々橋本市農業委員会としても、耕作放棄地の増加を阻止すべく、農業委員が先頭にたって、地域の皆さんのご協力を得て推進していかなければなりません。



定期農業委員会

新農業委員を紹介します

【各地区の担当委員名】

| 氏名 | 電話番号 | 担当地区 |
|-------|---------|---|
| 木下 善久 | 32-6366 | 橋本・古佐田・東家・市脇 |
| 那須 久司 | 32-4632 | 妻・原田・小原田・菖蒲谷 |
| 宮田 英之 | 32-5547 | 山田・吉原 |
| 田中 良男 | 32-3848 | 岸上・出塔・柏原・野・神野々 |
| 中村 義和 | 36-5594 | 紀見峠・沓掛・柱本・慶賀野・矢倉脇・紀見ヶ丘・三石台・光陽台 |
| 田中 公二 | 32-5745 | 橋谷・御幸辻・胡麻生・北馬場・城山台・柿の木坂・しらさぎ台・みゆき台・さつき台 |
| 土井 清美 | 36-1576 | 紀見・細川・境原・杉尾・小峰台 |
| 岡本 光司 | 34-1331 | 河瀬・下兵庫・上兵庫・中島 |
| 北脇 優 | 32-5801 | 中下・芋生・垂井・真土・あやの台 |
| 浦木 博行 | 36-3906 | 山内・霜草・平野 |
| 芋生 孝治 | 32-3546 | 恋野・須河・只野・谷奥深 |
| 中山 光弘 | 32-2105 | 赤塚・中道・上田・彦谷・北宿・南宿 |
| 廣田 征男 | 32-7513 | 学文路・西畠 |
| 恩地 秀岳 | 32-3978 | 清水・南馬場 |
| 井上 昇 | 32-3453 | 賢堂・向副・横座 |
| 池田 泰子 | 42-3698 | 名倉・大野 |
| 福井 博一 | 42-3566 | 名古曾・伏原・応其 |
| 林 義文 | 42-3563 | 小田・向島 |
| 平田 秀規 | 42-3746 | 田原 |
| 井尻 丈士 | 42-5408 | 九重・上中 |
| 守内 慶次 | 42-3541 | 下中・嵯峨谷・竹尾 |

平成27年8月1日から新しい農業委員が活動しています。任期は平成30年7月31日までです。

農業委員会法の改正

平成27年8月28日に国会で農業委員会法・農協法・農地法の一部を改正する一括法案が可決・成立し、9月4日に公布されました。

今後改正法に基づく政令省令が制定され、来年4月1日より実施されます。改正のポイントは次のとおりです。



●改正農業委員会法のポイント

農業委員の選出方法の見直し

- 公選制が廃止、市町村長の選任制へ
 - ・地域等からの推薦、公募を実施
 - ・候補者情報の公表、結果の尊重
 - ・市町村議会の同意
- 過半が認定農業者⇒例外基準 【省令】
- 利害関係にない者を1名以上
- 年齢・性別に著しい偏りがないように配慮
- 委員数を半分程度に縮減（政府方針）
⇒定数基準 【政令】

農地利用最適化推進委員の新設

- 農地利用最適化に向けた推進活動を実施
- 農業委員会が区域ごとに委嘱
 - ・区域からの推薦・公募を実施
 - ・候補者情報の公表、結果の尊重
- ⇒委嘱の例外基準 【政令】
- ⇒定数基準 【政令】

農業委員会のネットワーク組織として機能強化

- 都道府県農業会議及び全国農業会議所は農業委員会ネットワーク機構として社団法人へ移行
- 農業委員会に対する支援（都道府県機構）、農地情報の収集・整理・提供、新規就農支援、法人化支援、担い手の組織化・運営支援…などを法定化

法律の狙い
農地の利用最適化

- 担い手への集積・集約化
- 耕作放棄地の発生防止・解消
- 新規参入の促進など



10月から農地利用状況調査・農地意向調査を実施

農地が荒れると、草木があつという間に生い茂り、病害虫が発生したり、日照の妨げになったり、周囲に多大な迷惑を引き起こしてしまいます。また、きれいな農地に復元するには莫大な経費がかかってしまいます。

橋本市農業委員会では、毎年、市内のすべての農地の利用状況を調査していますが、この調査と併せて、本年10月から休耕地や耕作放棄地を中心に、今後の農地の利用意向を確認する農地意向調査を市農林振興課と一緒に実施しますので、ご協力をお願いします。

貸したいという意向の農地については、農地情報公開システム（インターネットで農地情報を公開）でお知らせする予定です。